第４期塩竈市障がい者プラン 概要版

第４期塩竈市障がい者福祉計画・第７期塩竈市障がい福祉計画・第３期塩竈市障がい児福祉計画

第４期塩竈市障がい者プランとは？

第４期塩竈市障がい者プランとは、障がいのある人もない人も、「だれもが生きがいを持ち、安心して暮らせるまち」を目指すための計画です。

障がい者福祉に関する基本計画となる「第４期塩竈市障がい者福祉計画」と、その個別の実施計画となる「第７期塩竈市障がい福祉計画」及び「第３期塩竈市障がい児福祉計画」を一体的に策定しています。

計画の位置づけと期間

第４期塩竈市 障がい者福祉計画	障害者基本法に基づき、障がい者施策の基本的方向について定める計画 【計画期間：令和６年度～令和 11 年度（６年間）】
第７期塩竈市 障がい福祉計画	障害者総合支援法に基づき、障がい福祉サービスの提供体制の確保に係る数値目標等を定める計画 【計画期間：令和６年度～令和８年度（３年間）】
第３期塩竈市 障がい児福祉計画	児童福祉法に基づき、障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る数値目標等を定める計画 【計画期間：令和６年度～令和８年度（３年間）】

第４期塩竈市障がい者福祉計画の基本的な考え方

基本理念（この計画で大事にしている考え方）

だれもが生きがいを持ち、安心して暮らせるまち

基本目標（この計画で目指していること）

目標１ 互いを尊重し 共に生活できるまち	障がいのある人もない人も、相互に人格と個性を尊重し合う「共生社会」の実現に向け、「ノーマライゼーション」の理念を踏まえながら、心のバリアフリーや情報のバリアフリーの推進、生活環境の整備等、互いを尊重し共に生活できるまちづくりを進めます。
目標２　自分らしく いきいきと自立した 暮らしのできるまち	障がいのある人の自主性と主体性を大切にして、自分らしくいきいきとした暮らしのできるまちづくりを進めます。このため、療育体制と教育の充実、雇用と就労の支援、文化活動やスポーツ活動による社会参加の促進、社会的自立の支援等の充実を図ります。
目標３ だれもが安心した 暮らしができるまち	障がいのある人もない人も、だれもが安心した暮らしができるまちづくりに向け、保健・医療の推進、防犯・防災体制の整備・充実、相談体制の充実と人材の育成、地域生活支援等の充実を図ります。

基本目標１　互いを尊重し共に生活できるまち

施策１　心のバリアフリーの推進

（１）障がい者差別解消の推進

●「塩竈市障がい者差別解消条例」について、広報誌やホームページ等を活用し、広く市民に周知・啓発を図ります。また、障がいを理由とする差別に関する相談に適切に対応するとともに、合理的配慮の提供について、庁内体制の整備及び事業者への周知等に取り組みます。
●障がいを理由とする差別の解消に関する関係機関との連携強化及び取り組みを推進するため、「障がい者差別解消推進地域協議会」にて、事案の情報共有や普及・啓発活動を行います。

（２）権利擁護支援の推進

●成年後見制度における権利擁護にかかる地域連携ネットワークや中核機関機能の強化等に取り組みます。また、宮城県障害者権利擁護センターや仙台弁護士会等の専門機関と連携を図ります。
●在宅で知的や精神に障がいのある人が地域で自立した生活ができるよう、県社会福祉協議会と連携してみやぎ地域福祉サポートセンター（まもりーぶ）の相談事業やサービスの周知を図ります。また、成年後見制度の利用が必要な知的や精神に障がいのある方に対して、市長申立や後見人等への報酬費用の助成を行います。

（３）障がい者虐待防止の推進

●障がい者虐待の防止や早期発見、障がいのある方の保護や自立に向けた支援、擁護者の負担軽減につながる支援について、関係機関と連携を図りながら、障がい者虐待防止の普及・啓発活動に努めます。また、虐待に係る相談や通報があった際には、迅速な対応による早期解決に努めます。

（４）市民への啓発

●障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めるため、広報誌やホームページ・SNS 等を活用し、広く市民に周知・啓発を図ります。

（５）福祉教育・地域交流の推進

●特別支援学校の児童・生徒との関係性を高めるため、特別支援学級と通常の学級との交流や共同学習を推進するとともに、居住地校交流等へ積極的に協力するよう取り組みます。また、ボランティア活動やキャップハンディ体験等を通じた福祉教育を推進します。
●学校教育における奉仕・体験活動の促進に向け、社会参加活動の一環として、地域との交流を行い、社会参加活動への興味・関心を高めます。また、障がいのある人が気軽に集え、交流のできる環境づくりを進めていきます。

（６）ボランティアの育成と活動支援

●視覚に障がいのある人の情報支援を図るため、手話奉仕員や点訳等の専門的なボランティアの養成と確保に努めます。また、学生による障がいへの理解・関心を深めるため、児童・生徒が主体となった委員会活動等を通して、福祉に係る啓蒙活動や募金活動等を推進します。

施策２　情報のバリアフリーの推進

（１）情報の提供

●広報誌やホームページ、SNS 等の様々な広報媒体により、各種の福祉サービスやイベント等に関する情報の周知・啓発を図ります。また、文字情報を音声に変換する Uni-Voice 等も活用することで、より多くの方に対して周知を促進します。

（２）情報アクセシビリティの向上

●ホームページのアクセス向上が図られるよう、アクセシビリティガイドラインに沿ったページの作成やユニバーサルデザイン等を取り入れ、高齢者や障がいのある人の情報アクセシビリティの向上に努めます。また、録音図書（「声の広報」）の配布や市民図書館における点字図書の所蔵等により、視覚に障がいのある人に配慮した情報提供の充実に努めます。
●宮城県視覚障害者情報センターや宮城県聴覚障害者情報センターと連携し、ＩＴとボランティアを活用した情報提供を推進します。

施策３　生活環境の整備

（１）障がいのある人の住宅の整備

●障がいのある人の物理的なバリアを軽減し居宅で安心して住み続けられるよう、住宅改修に伴う費用の助成を行います。

（２）住みよいまちづくりの推進

●誰もが生活しやすいまちづくりを推進するために、建物だけではなく道路や公園等の整備についても、障がいのある人に配慮した環境づくりを行います。

基本目標２　自分らしくいきいきと自立した暮らしのできるまち

施策１　療育体制と教育の充実

（１）発達支援体制の充実

●保育所や幼稚園において保育士の人員確保に努め、障がいのあるお子さんの受け入れ増や、きめ細やかな対応につなげるとともに、保護者が就労等をしながら子育てができる環境づくりを行っていきます。
●発達が気になる幼児に対して、検診の事後指導である、幼児健全発達相談支援事業（こざる会）等により、発達経過を観察し、個々の障がいの特性や状況に応じたきめ細かい支援が行えるように努めていきます。また、保護者に対して、療育相談の充実や専門性の高い支援体制を確保し、幼稚園・保育所及び療育施設への円滑な移行を図っていきます。さらに、障がいに対する理解を深め、支援の輪を広めていく取り組みを行っていきます。

（２）教育段階における障がい児支援体制の充実

●学校施設のバリアフリー化について、スロープや階段の手すり、多目的トイレの設置、エレベーターの整備等、施設の改良を継続する他、安心して学校生活が送れるように個別に応じた必要な支援を整えていきます。また、継続して特別支援教育支援員を配置し、支援体制の整備に努めます。

●障がいのある子ども一人ひとりの特性を理解した合理的配慮を提供することで、適切な教育環境の整備を図るとともに、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指す、インクルーシブ教育の推進を図るために、特別支援教育について教職員一人ひとりの資質及び指導力の向上を図ります。

（３）切れ目のない総合的な支援体制の構築

●障がいのある子どもの健やかな育成のために、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の各関係機関と連携を図りながら、障がいのある子どもや家族等に対して、乳幼児期から就労までの各ライフステージにおいて、切れ目のない一貫した支援体制を構築していきます。

●学校卒業後の就労及び地域生活への移行が円滑に進められるよう、学校での卒業後の支援を継続しながら、学校卒業後の相談先として、行政や相談支援事業所等を情報提供し、本人及び家族が孤立しない相談支援体制の構築を図ります。

施策２　雇用と就労の支援

（１）障がい者雇用の促進

●障がいのある人の雇用について、公共職業安定所等の関係機関と連携を図ります。また、宮城東部地域自立支援協議会において、就労系サービス事業所や関係機関の連携強化を図ります。

（２）障がい特性に応じた就労支援の充実

●障がいのある人が就労に必要な知識や技術を身につけるため、宮城障害者職業センターによる様々な職業訓練に関する情報提供を行います。

●障がいのある人の就労の場を確保するため、福祉施設や事業所等と連携を図り、就労の場の確保に努めます。また、就労を希望する障がいのある人が、一般就労につながることができるよう、就労移行支援や就労継続支援の利用促進を図ります。さらに、一般就労をした方が、生活環境が変わっても継続することができるよう、就労定着支援の利用促進を図ります。

●就労系サービス事業所の製品の販売機会を確保するため、市所有施設（壱番館）のスペース活用に取り組みます。

施策３　文化活動とスポーツ活動の推進

（１）芸術・文化活動の推進

●サービス事業所等で創作活動をしている方の作品展示や発表の場等、個性や能力を発揮できる機会の提供に努めます。

（２）スポーツ・レクリエーションの推進

●障がいのある方が、身近で気軽にスポーツを楽しむことができるよう、関係団体と連携を図り、障がい者スポーツ教室や市民スポーツフェスティバル、社会参加を図るためのレクリエーションを開催し、機会の提供に努めます。

施策４　社会的自立の支援

（１）移動支援の整備

●移動に支援を必要とする障がいのある人を支援するため、福祉タクシー利用助成事業及び自動車燃料費助成事業により費用の一部を助成します。また、身体や知的に障がいのある人に対し、運転免許証の取得にかかる費用や自動車改造に係る費用の一部を助成し、社会参加の促進を図ります。
●障がいのある人の社会参加の促進を図るため、知的や精神に障がいのある人に対する行動援護、視覚に障がいのある人に対する同行援護等のサービスの利用促進を行うとともに、散歩や買い物等を支援する移動支援事業を実施します。

（２）コミュニケーション支援の充実

●聴覚に障がいのある人を支援するため、手話通訳及び要約筆記等の派遣や、日常生活用具（情報・意思疎通支援用具）の給付を行い、意思疎通の支援を図ります。また、障がい特性に応じた情報提供について、宮城県聴覚障害者情報センターや宮城県視覚障害者情報センターと連携し周知を図ります。
●市役所の各窓口へ、ホワイトボードや耳マークカードを設置するとともに、障がい福祉の窓口へは、コミュニケーションボードやコミューンの設置、ヒアリングループの整備を進めます。

基本目標３　だれもが安心した暮らしができるまち

施策１　保健・医療の推進

（１）母子保健の充実

●疾病や障がいを早期に発見し、治療や療育につなげるため、妊婦・乳幼児健康診査や妊婦面談、乳児全戸訪問指導等を行います。また、育児不安の軽減や虐待予防のため、育児に関する様々な悩みを抱える母子の健全育成に努め、乳幼児健診に来所していない人に対し、受診勧奨するとともに、全ての未受診者に対して、電話・訪問等による母子の状況確認を実施します。
●発達の気になる子どもへは、保健、医療、福祉及び教育の各関係機関と連携し、適切な療育相談・指導等を図り、心身の発達の支援を行っていきます。

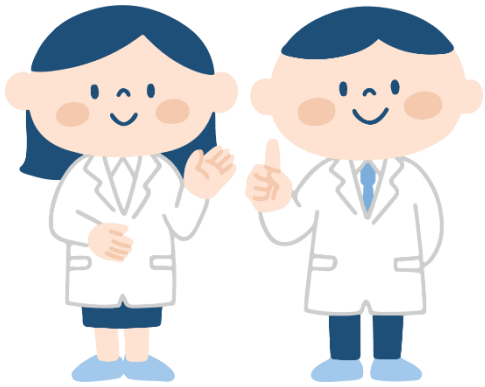

（２）成人保健の充実

●がん検診を含む各種健（検）診の受診率向上に向け、周知及び健康情報の発信等で受診勧奨を行い、精密検査該当者に対しては、電話や訪問等による勧奨を行います。
●障がいの一因となる生活習慣病の重症化予防や、健康寿命延伸に対する意識を高めるため、地域を対象とした健康相談や健康教室の継続の他、特に働き盛り世代への取り組みを強化し、健康のセルフチェックへの意識啓発、ライフスタイルに合わせた健康づくりを進めていきます。

（３）精神保健の充実

●心の健康を保つため、正しい精神保健の普及啓発を継続し、地域での身近な相談者として、こころの健康の啓発・普及活動や相談機関の紹介等を行う「こころのサポーター」の人材育成を行い、地域の相談体制づくりに努めます。
●相談者やその家族等、誰でも気軽に不安や悩みを相談できるように保健所や保健センター等の関係機関で連携を図り、情報共有を行っていきます。抱える問題・課題が多様化していることから、個々のケースに応じたきめ細やかな保健指導を行い、社会との繋がりを意識した支援を行っていきます。また、相談対応を行う職員・支援者が研修への参加や事例検討を重ね、スキルアップを図ります。

（４）難病施策の充実

●難病患者とその家族に対し、療養上や生活上の不安・悩み等について、各種制度や障がい福祉サービスに関する情報を提供し、関係機関と連携しながら生活支援を図ります。
●保健所が実施する「難病対策地域協議会」において、地域の実情に応じた体制の整備等を関係機関等と協議しながら、要支援難病患者の療養生活の支援を行います。

施策２　防犯・防災体制の整備・充実

（１）地域防災体制の整備

●2023（令和５）年に改正された塩竈市地域防災計画に基づき、防災訓練の実施や防災知識の普及を図るとともに、地域の自主防災組織や民生委員、町内会等の協力を得ながら、災害時に援護を必要とする障がいのある人の安否確認や、避難誘導が行える総合的な防災体制づくりを推進します。
●東日本大震災の経験を踏まえ、障がいのある人が指定避難所や福祉避難所での生活を円滑に送ることができるように、災害時の情報伝達手段の充実を図るほか、広報誌等により塩竈市避難行動要支援者登録制度の促進を図ります。

（２）防犯と安全対策の充実

●地域ぐるみによる防犯対策強化のため、防犯協会が行う活動に対する助成や広報誌等への掲載に取り組みます。また、犯罪認知件数の減少を図るため、塩釜警察署と協議のうえ、防犯カメラ等の設置や設置団体への費用助成を行います。
●ひとり暮らしで身体に重度の障がいがある人の緊急事態に対処するため、緊急事態を家族等に知らせることができる機器を活用したサービスの契約に係る初期費用を助成します。

施策３　相談体制の充実と人材の育成

（１）相談支援体制の強化

●障がいのある人や子ども、その家族等への相談支援体制を強化するため、相談支援事業所をはじめとする関係機関との連携を図り、きめ細やかな相談支援を行います。また、地域の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターや地域生活支援拠点による、総合的、専門的な相談支援体制の更なる強化を図ります。

（２）地域の支援体制づくり

●地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターにより、総合的・専門的な相談支援体制の強化を図ります。また、様々な地域課題を解消するため、宮城東部地域自立支援協議会を中心に、関係機関とのネットワーク構築により、支援体制の充実に努めます。

施策４　地域生活の支援

（１）障がい福祉サービスの充実・質の向上

●障害者総合支援法に基づき、障がい特性やニーズに応じた障がい福祉サービスを適切かつ安定的に提供できるよう、障がい福祉サービス事業所等の関係機関と連携を図ります。

（２）障がい児福祉サービスの充実・質の向上

●児童福祉法に基づき、障がい特性やニーズに応じた障がい児福祉サービスを適切かつ安定的に提供できるよう、保育所（園）や幼稚園、特別支援学校、障がい福祉サービス事業所等の関係機関と連携を図ります。

（３）重症心身障がい者・障がい児への支援

●医療的ケアが必要な障がいのある人や子どもが、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、宮城県医療的ケア児等相談支援センター（ちるふぁ）や、医療的ケア児支援コーディネーター等との連携を図ります。

（４）地域移行・定着への支援

●精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、医療機関をはじめとする関係機関と連携し、円滑な地域移行と定着を促進していきます。また、地域生活支援拠点センター機能の拡充に努め、様々な地域資源を活用し、障がいのある人を支える体制の整備を図ります。

（５）家族介護者への支援

●在宅で生活する障がいのある人とその家族が、住み慣れた地域で安心して生活できるように、緊急時の相談支援や受け入れ、その調整等のコーディネートを行う地域生活支援拠点機能の拡充に努めます。また、障がいのある人の家族等のネットワークの構築を図るよう、家族等が運営する自助組織との連携強化を図るとともに、社会参加の推進と福祉の向上を目的に補助金の交付を行います。

（６）経済的支援の充実

●障害基礎年金や特別障害者手当等をはじめ、各種運賃や料金の割引制度について、広く周知を図ります。また、心身に障がいのある人を対象とした医療費助成や、身体機能を回復するための治療費を支援する更生医療や育成医療、呼吸器機能障がいによる在宅酸素療法者の酸素濃縮器使用にかかる費用等の一部助成を行います。

（７）地域リハビリテーションの充実

●障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域リハビリテーションに関する情報提供を行うとともに、宮城県リハビリテーション支援センターや保健福祉事務所と連携を図り、その人らしい暮らしの再構築と支援の充実に努めます。

第７期塩竈市障がい福祉計画の提供体制確保のための数値目標

障がい福祉サービス等の提供体制の確保に向け、本市における令和６年度から令和８年度までの３年間の数値目標を次の通り、設定します。

数値目標１　福祉施設入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している方が地域生活への移行を希望される場合、グループホーム等の関係者と連携し、地域での暮らしが実現できるよう地域生活への移行に努めます。

目標値

■地域生活移行者数

地域移行者の受け入れが可能なグループホームの整備の進捗等を踏まえて、2022（令和４）年度末時点の福祉施設入所者数（49 人）の６％以上である３人を目標として設定。

３人

数値目標２　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

宮城東部地域自立支援協議会を中心に、圏域の各市町の保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの在り方について検討・協議を行いながら、支援の充実を図ります。

目標値

■関係者による協議の場

協議の場の開催回数	協議の場の参加者数	目標設定・評価の実施回数
3 回/年	16 人/回	1 回/年

数値目標３　地域生活支援拠点等が有する機能の充実

住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域生活支援拠点施設を設置しており、地域生活支援拠点等の機能の充実を効果的に進めていくため、コーディネーターを１名配置しています。

支援の実績等を踏まえた検討・協議を行い、障がい者の地域生活への移行支援及び地域生活支援の充実を図るとともに、強度行動障がいを有する障がい者の支援体制の整備を図ります。

目標値

■地域生活支援拠点等の機能の充実

地域生活支援拠点等の整備状況	コーディネーターの配置人数	検証・検討の実施回数
1 か所（設置済み）	1 人（配置済み）	2 回/年

■強度行動障がい者への支援体制の整備

強度行動障がいを有する者に関し、各市町村または圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を推進することを目標として設定。

1 か所

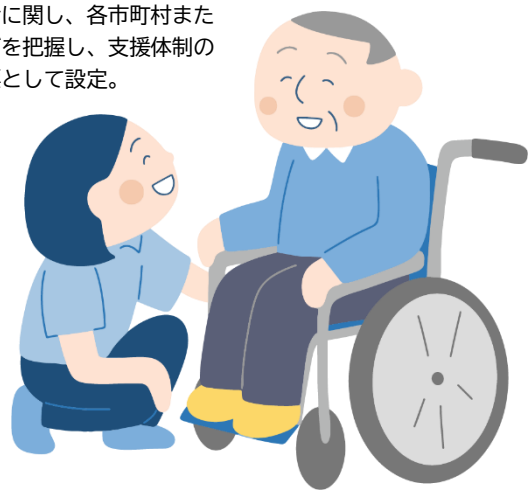

数値目標４　福祉施設から一般就労への移行等

障がいのある方の一般就労を促進するため、就労移行支援等を通じた一般就労への移行に努めます。

雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、宮城東部地域自立支援協議会に、協議の場を設置しています。

一般就労への定着も重要であるため、就労定着支援事業の利用促進に努めます。

目標値

■福祉施設から一般就労への移行等

一般就労移行者数

9人

うち　就労移行支援を通じた移行　６人
就労継続支援Ａ型を通じた移行　２人
就労継続支援Ｂ型を通じた移行　１人

協議会（就労支援部会）等の設置

1か所（設置済み）

就労定着支援事業利用者数

6人

数値目標５　相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化を図るため、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び、関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを中心に相談支援体制の強化を図ります。

宮城東部地域自立支援協議会による地域生活支援拠点施設が、地域の相談機能を強化する基幹相談支援センターを兼任しています。

地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、宮城東部地域自立支援協議会に設置している地域づくりに向けた協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を図ります。

目標値

■基幹相談支援センターによる相談支援体制の強化

基幹相談支援センターの設置状況	専門的な指導・助言件数	人材育成の支援件数
1か所（設置済み）	12回/年	12回/年
連携強化の取組実施回数	**個別事例の支援内容の検証の実施回数**	**主任相談支援専門員の配置数**
12回/年	12回/年	1人/年

■協議会における地域サービス基盤の開発・改善等

協議会の設置状況	事例検討の実施回数	参加事業者・機関数
1か所（設置済み）	12回/年	13事業者・機関/年
専門部会の設置数	**専門部会の実施回数**	
1か所（設置済み）	12回/年	

数値目標６　障がい福祉サービス等の質の向上

障害者総合支援法の具体的内容を理解するため、県や関係機関が実施する各種障がい福祉に関する研修を活用し、市職員のスキルアップを図ります。

自立支援審査支払等システム等を活用し、請求事務負担の軽減を図る等適正な事務執行と質の向上に努めます。

目標値

■障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

延べ2人/年

■障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

審査結果の共有体制

有

審査結果の共有回数

1回/年

第３期塩竈市障がい児福祉計画の提供体制確保のための数値目標

障がい児通所支援等の提供体制の確保に向け、本市における令和６年度から令和８年度までの３年間の数値目標を次の通り、設定します。

数値目標１　児童発達支援センターの設置

圏域内に事業所が設置されたことで、障がい児やその家族に対する支援体制が図られましたが、本市においても、障害児通園事業施設等、既存事業所の児童発達支援センター機能の検討及び協議等を行いながら、更なる整備を進めます。

目標値

■児童発達支援センターの設置数

1 か所（設置済み）

数値目標２　障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築

障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、圏域内の児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等における保育所等訪問支援等の活用を促し、体制の構築を図ります。

目標値

■障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築	1 か所

数値目標３　主に重症心身障がい児を支援する障がい児通所事業所

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所が圏域内に設置されています。今後も利用者が身近な地域で支援が受けられるよう、関係機関と連携し支援に努めます。

目標値

■児童発達支援事業所の設置数	1 か所（設置済み）
■放課後等デイサービス事業所の設置数	1 か所（設置済み）

数値目標４　医療的ケア児の支援

医療的ケア児の支援について、関係機関等が連携を図るための協議の場の設置を図ります。

本市で委託している計画相談支援事業所において、医療的ケア児の支援を調整するコーディネーターを１人配置しており、今後も医療的ケア児の支援の調整を図ります。

目標値

■関係機関等が連携を図るための協議の場の設置数	1 か所
■医療的ケア児の支援を調整するコーディネーターの配置	1 人以上配置（配置済み）

第７期塩竈市障がい福祉計画・第３期塩竈市障がい児福祉計画における各サービス

第７期塩竈市障がい福祉計画・第３期塩竈市障がい児福祉計画における各サービスについて、次のとおり、提供を行います。

区分	サービス名	内容
訪問系サービス	居宅介護（ホームヘルプ）	ヘルパーが訪問して、入浴や排泄等の身体介護や食事、掃除等の家事支援、通院等の付き添いを行います。
	重度訪問介護	重度障がいのため常に介護が必要な人に、ヘルパーが訪問して、入浴や排泄等の身体介護や食事、外出時の移動補助、掃除等の家事支援、外出時の移動の補助を行います。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しく困難を有する人に移動に必要な情報の提供（代筆、代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	知的障がいや精神障がいのため行動が困難で常に介護が必要な人に、行動する際の必要な介助、外出時の移動補助等を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の程度が非常に高いと認められ、常に介護が必要な人に、居宅介護等の障がい福祉サービスを組み合わせて、包括的に行います。
日中活動系サービス	生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排泄、食事等の介護、創作的活動等の機会の提供を行います。
	自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活や社会生活が送れるよう、施設において一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を提供します。
	自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活や社会生活が送れるよう、施設において一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を提供します。
	宿泊型自立訓練	一定期間入居しながら家事や食事等の日常生活能力を向上させるための支援を行います。また、生活に関する相談及び援助等も行います。
	就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
	就労移行支援	就労を希望する人に、施設において一定期間、生産活動等の機会を通じて、知識や能力の向上のための訓練を行います。
	就労継続支援Ａ型（雇用型）	通常の事業所で働く事が困難な人に、施設において就労の機会の提供や生産活動等の機会を通じて、知識や能力の向上のための訓練を提供します。 利用対象者は、就労に必要な知識及び能力の向上を図ることにより雇用契約に基づく就労が可能な人です。
	就労継続支援Ｂ型（非雇用型）	通常の事業所で働く事が困難な人に、施設において就労の機会の提供や生産活動等の機会を通じて、知識や能力の向上のための訓練を提供します。 利用対象者は、就労に必要な知識能力の向上が期待される人です。
	就労定着支援	利用者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や、それに伴う課題解決に向けて、必要となる支援を行います。 利用対象者は、就労移行支援事業等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面に課題がある人です。
	療養介護	医療の必要な障がいのある人で常に介護が必要な人に、医療機関での機能訓練や療養上の管理、看護、介護等のサービスを提供します。
	短期入所（ショートステイ）	日常介護する家族が私的、社会的理由により、介護ができない場合に施設に一時的に宿泊し、日常生活の支援を行います。
居住系サービス	施設入所支援	施設に入所する人の、夜間における入浴や排泄、食事の介護等を行います。
	共同生活援助（グループホーム）	地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助を行います。
	自立生活援助	施設等を利用していた障がいのある方が、ひとり暮らしに必要な理解力や生活能力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。

区分	サービス名	内容
相談支援サービス	計画相談支援	障がい福祉サービス等を申請した障がいのある人へのサービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行います。
	地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がいのある人、または精神科病院に入院している精神障がいのある人、その他の地域における生活に移行するために、重点的な支援を必要とする人に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の支援を行います。
	地域定着支援	居宅において単身で生活する障がいのある人につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に相談、その他必要な支援を行います。
障がい児への支援	児童発達支援	未就学の障がいのある子どもを対象に、施設等に通所することで日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
	放課後等 デイサービス	学校通学中の障がいのある子どもを対象に、放課後や長期休暇等に施設等に通所することで、生活技能向上のために必要な訓練や社会との交流の促進を行います。
	居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がい等で通所での支援が困難な障がいのある子どもに対して、居宅を訪問して、発達支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等に通う障がいのある子どもを対象に、児童指導員や保育士が、保育所等を訪問し、障がいのある子どもや保育所等の職員に対し、障がいのある子どもが集団生活に適応するための専門的な指導を行います。
	障害児相談支援	障がいのある子どもが、障がい児通所支援等を利用する前に、障がい児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。
地域生活支援事業	理解促進研修・ 啓発事業	障がいのある人が日常生活及び社会生活を営むことで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域住民を対象に、市広報誌やホームページ、出前講座を通した啓発活動を行います。
	自発的活動支援 事業	障がいのある人やその家族、地域住民等が、自発的に行う活動の支援を行います。 （具体例：会議や行事等活動の場の提供等（「そるてぃ壱番館」の昼食販売））
	相談支援事業	障がいのある人やその家族等の相談に応じ、必要に応じた情報提供や助言・指導、支援を行います。
	成年後見制度 利用支援事業	知的や精神に障がいのある人、または、認知症高齢者等の判断能力が不十分な人の権利擁護を図るため必要な支援を行います。
	コミュニケーション支援事業	聴覚・言語機能等に障がいのある人への意思疎通の支援を行います。
	日常生活用具給付 事業	障がいのある人等の日常生活を容易にするため、障がい種別ごとに日常生活に必要な用具を給付します。
	手話奉仕員養成 研修事業	聴覚障がいがある人の交流活動の促進として、手話で日常会話を行うために必要な手話表現技術を習得し、障がいのある人への支援を行う手話奉仕員の養成を図ります。
	移動支援事業	視覚障がいや知的障がい、精神障がいにより介助を必要とする人に、ガイドヘルパーを派遣し外出支援を行います。
	地域活動支援センター（藻塩の里）	創作的活動や生産活動の機会を提供し、障がいを持つ方の生活支援や社会参加の促進を図ります。
	訪問入浴サービス 事業	重度の身体障がいのある人で、居宅において入浴が困難な人に、自宅に訪問し専用の浴槽を使って入浴の介護を行います。
	日中一時支援事業	障害者手帳を交付されている方の日中活動の場所を確保し、日常的に介護している家族に、一時的な休息の時間を提供します。
	スポーツ・ レクリエーション 教室開催事業	障がいのある人がスポーツを楽しみながら交流し、健康を維持できるよう、スポーツを通じて体力の増強や一般市民と障がいのある人同士の交流、余暇活動の質の向上に資するため、スポーツ・レクリエーション教室を開催します。
	声の広報発行事業	視覚障がいのある人に「広報しおがま」をＣＤ等に録音し、毎月１回郵送します。
	自動車運転免許取得・改造助成事業	障がいのある人の運転免許取得及び身体に障がいのある人が自らが有し、運転する自動車の手動装置等の改造にかかる費用の一部を助成します。

塩竈SHIOGAMA

発　　行　塩竈市　福祉子ども未来部生活福祉課　障がい者支援係
住　　所　〒985－0052　宮城県塩竈市本町１－１　壱番館庁舎１階
連 絡 先　ＴＥＬ：022－364－1131　ＦＡＸ：022－366－7167